五一・〇二	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＴＨ	
五一二〇三・〇〇	綿（カードし又はコームしたものに限る。）	ＣＣ	
五一・〇四	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	(3)	
五一・〇五	綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	(3)	
五一・〇六	綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	(3)	
五一・〇七	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	(3)	
五一・〇八	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	(4)	
五一・〇九	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	(4)	
五一・一〇	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	(4)	
五一・一一	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	(4)	
五一・一二	その他の綿織物	(4)	
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物		
五三・〇一	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
五三〇一・一〇	亜麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	ＣＣ	
	亜麻（破茎、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く。）		
五三〇一・二一	破茎し又はスカッチングしたもの	ＣＣ	
五三〇一・二九	その他のもの	ＣＣ	
五三〇一・三〇	亜麻のトウ及びくず	ＣＴＨ	
五三・〇二	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
五三〇二・一〇	大麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	ＣＣ	
五三〇二・九〇	その他のもの	ＣＴＨ	
五三・〇三	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
五三〇三・一〇	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	ＣＣ	
五三〇五・〇〇	ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＴＨ	
五三〇三・九〇	その他のもの	ＣＴＨ	

五三・〇六	亜麻糸	ＣＴＨ（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五三・〇七	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸	ＣＴＨ（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五三・〇八	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	ＣＴＨ（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五三・〇九	亜麻織物	(5)	
五三・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の織物	(5)	
五三一・〇〇	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	(5)	
第五四類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品		
五四・〇一	縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＣ	
五四・〇二	合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＣ	
五四・〇三	再生繊維繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＣ	
五四・〇四	合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	ＣＣ	
五四〇五・〇〇	再生繊維繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	ＣＣ	
五四〇六・〇〇	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	ＣＣ	
五四・〇七	合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）		
五四〇七・一〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物	(6)	
五四〇七・二〇	ストリップその他これに類する物品の織物	(6)	
五四〇七・三〇	この部の注９の織物	(6)	
	その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）		
五四〇七・四一	漂白してないもの及び漂白したもの	(6)	
五四〇七・四二	浸染したもの	(6)	
五四〇七・四三	異なる色の糸から成るもの	(6)	